

指定整備事業者の皆様へ

保適証サービス

利用料金改定(値下げ)のお知らせ

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会では、平成29年4月より保適証サービス（電子保安基準適合証システム）の提供を開始しておりますが、電子保適証のご利用件数が順調に増加していることと、今後も一定の増加が見込まれることから、利用料金の見直しについて検討を行った結果、令和6年4月以降のご利用分については、33円（消費税込み）とすることとしました。

なお、「保適証サービス料金に関する細則」※についても、令和6年4月より変更することとしております。

今後もより一層のサービス向上に努めて参る所存ですので、現在、保適証サービスをご利用中の指定整備事業者様におかれましては、変わらぬご愛顧をお願い申し上げます。

また、現在、保適証サービスをご利用されていない指定整備事業者様におかれましても、この機会にご利用の開始について是非ご検討いただきますようお願い申し上げます。

改定時期：

令和6年4月1日

当月以降にご利用（保適証サービスへ登録）された電子保適証より適用

改定内容：

| | | | |
|----------------|-----------------|---|-------------------|
| | 改定前 令和6年3月まで | ➔ | 改定後 令和6年4月1日以降 |
| 電子保適証登録 1件分 | 36円 (消費税込み) | | 33円 (消費税込み) |

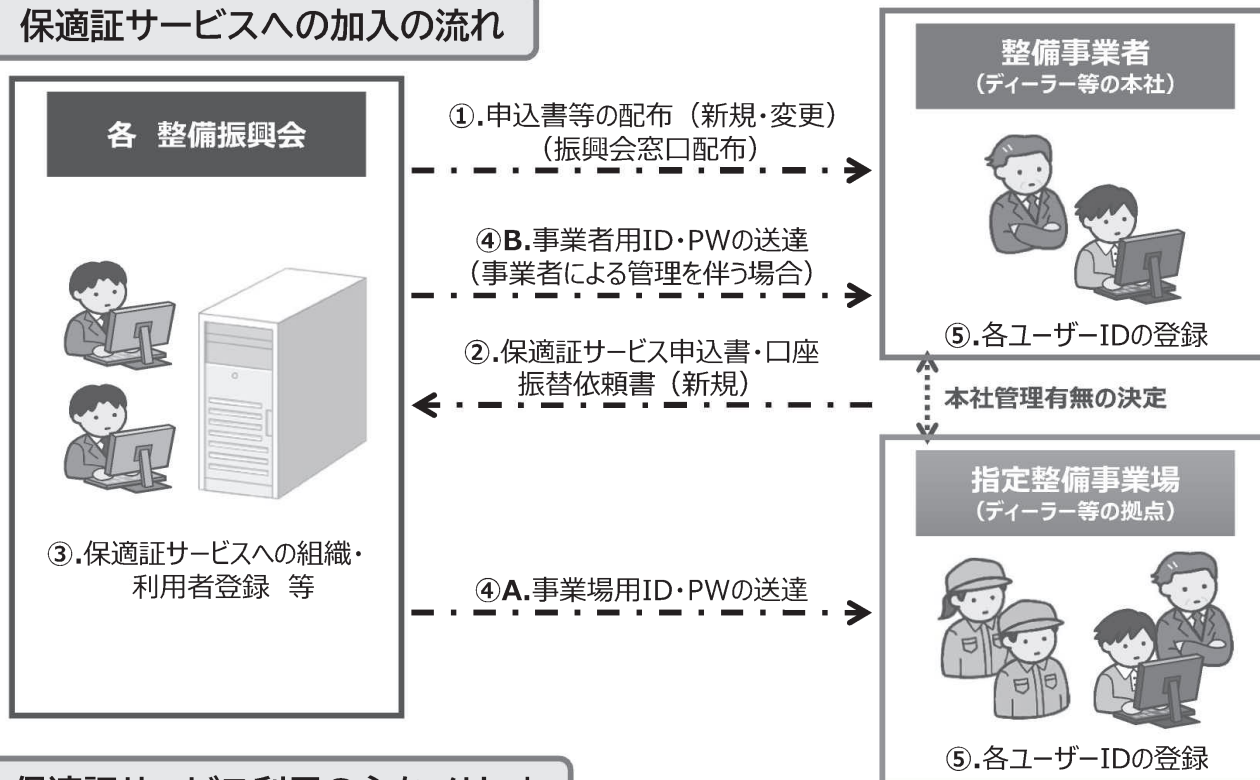
※「保適証サービス料金に関する細則」については、「日整連自動車情報サイト」(<https://www.jaspa.or.jp/portals/ossuser/index.html>)に掲載していますので、こちらからご確認下さい。

電子保適証を始めるには？

OSS申請により継続検査を行うためには、保適証の電子化が必須であるため、保適証サービスへの加入が必要です。

保適証サービスへの加入が済んでいない場合、最寄りの自動車整備振興会にご相談ください。

保適証サービスへの加入の流れ

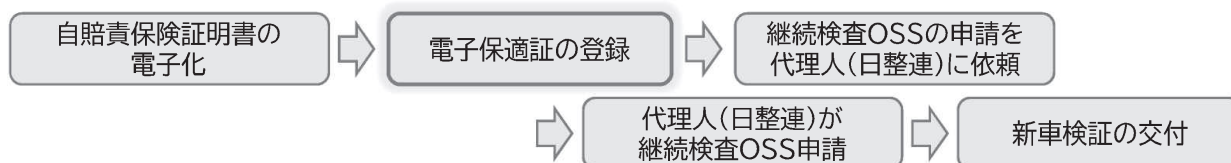


保適証サービス利用の主なメリット

- ① 登録した保適証の状況をステータスで確認できる。
- ② 入力誤りをした場合でも訂正入力ができる。(一部の項目を除く。)
- ③ 入力した保適証情報を元に、管理簿が自動作成されるため、別途作成する必要がない。
- ④ 適合標章への事業場管理責任者や自動車検査員の押印が不要。等

継続検査OSS申請の基本的な流れ

指定自動車整備事業者が継続検査のOSS申請を行う場合、大まかな流れは以下となります。



保適証サービス・継続検査OSS代理申請に関する資料等については「日整連自動車情報サイト」に掲載していますので、こちらからご確認ください。

<https://www.jaspa.or.jp/portals/ossuser/index.html>



一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

